

令和2年5月29日

学生・保護者のみなさまへ

広島商船高等専門学校長  
辻 啓 介

広島商船高等専門学校教務主事  
吉 田 哲 哉

### 広島県内在住者における自主登校の開始について

学生・保護者のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に伴い学校再開が困難な状況のなか、日々の健康管理と感染予防に努めていただいているとともに、手探りの状況のなか遠隔授業に取り組んでいただいていること、心から感謝を申し上げます。

このたび、令和2年5月25日付けで新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が、全面的に解除されました。緊急事態宣言解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにできないこと、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大のリスクを評価しながら、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等を段階的に緩和していくこと、マスクの着用や「3つの密」回避等の基本的な感染防止対策を継続し「新しい生活様式」の定着を図っていくこと、感染者の増加スピードが再び高まれば、2度目の緊急事態宣言発令の可能性もあること等が述べられました。

本校では、政府及び広島県の新型コロナウイルス感染症に対する基本方針を踏まえ、地方自治体及び関係機関等と連携を行いながら、学校の早期再開を目指しています。学校再開のための第1段階として、**令和2年6月8日(月)**から、次のとおり自主登校を実施します。

学校の雰囲気を知りたい新入生、遠隔授業に支障が生じている学生、担当教員に授業内容を質問したい学生、今後の学校生活に不安を感じている学生等、この自主登校期間を活用し、来校してもらえればと思います。

本校の教職員は一体となって、早期の学校再開に向けての取組を行っています。

学生のみなさんにおいても、一人ひとりの自覚ある行動が、学校における対面授業の再開に導くことにつながります。緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き感染予防に努めるとともに、遠隔授業に励んでいただきますよう、心から期待しております。

保護者のみなさまにおかれましても、引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 自主登校の実施について

## 【1】自主登校の対象者

- (1) 自主登校できる学生は、広島県内に在住している者に限ります。
- (2) 自主登校は、事前登録が必須です。事前登録後、発行される登校許可証を登校当日に持参することが入構の条件となります。登校許可証のない学生は、入構をお断りします。
- (3) 広島県内に在住している寮生についても、自主登校することができますが、実家に日帰りすることが条件になります。寮泊することはできません。  
なお、寮の荷物の搬出入を希望する寮生については、事前に寮事務室に連絡してください。
- (4) 近隣市町に一人暮らし又は下宿している学生については、本校教職員が現在の居所を訪問し、学生の体調管理及び生活・行動状況の確認を行い、許可された者のみ自主登校を認めます。  
なお、教職員による訪問については、別紙を参照してください。

## 【2】自主登校の概要

- (1) 学校の指定する場所において、遠隔授業を受講していただきます。  
なお、自主登校日においても、遠隔授業のシステムから出席入力をしてもらいます。自主登校時に出席をとりませんので、各自の状況に応じて対応してください。
- (2) 授業担当教員に質問を行うなど、直接遠隔授業の学習支援を受けることができます。
- (3) クラス担任と面談を行い、学生生活等の相談を行うことができます。
- (4) 新入生のみなさんには、簡単な学校紹介やクラス担任の紹介を行います。
- (5) スクールカウンセラーによるカウンセリング(火曜日及び木曜日)を実施します。

## 【3】校内施設の利用について

- (1) 利用できる施設
  - ア 各固有教室
  - イ 図書館(ラーニングコモンズを含む。)
  - ウ 演習室及び実習室
  - エ 実験室及び研究室(ただし、指導教員が許可した場合に限る。)
  - オ カウンセリングルーム
- (2) 利用できない施設
  - ア 学生食堂  
※ 弁当等を必ず持参してください。学校内における弁当販売等はありません。
  - イ 体育館、武道場、トレーニングルーム等の屋内運動施設
  - ウ グラウンド、テニスコート、プール等の屋外運動施設
  - エ 部室

## 【4】自主登校時の注意事項

- (1) 自主登校当日、体調が少しでも悪い場合には、登校を認めません。
- (2) 自主登校時には、必ずマスクを着用する等、感染予防に努めてください。
- (3) フェリー及びその他の公共交通機関を利用する場合には、会話を避けるとともに、3つの密に留意し、不要な接触を避ける等、感染予防に努めてください。
- (4) 自主登校時の服装及び身だしなみ、自転車の利用方法及び駐輪場所等、通常の学校登校同様に学生指導を行います。
- (5) 自主登校時及び自主登下校中の部活動を禁止します。
- (6) 自主登下校中、島内におけるアルバイト等を禁止します。
- (7) 自主登下校中、他の学生が居住するアパート又は下宿先を訪問する行為等を禁止します。

## 【5】自主登校時の検温について

- (1) 自主登校時、入構するためには、登校許可証の確認及び検温並びに当日の体調確認を行います。体調確認については、百段階段上において、次の時間帯に行います。

第1回：8時30分～8時50分

第2回：11時30分～11時50分

原則として、この時間帯以外に自主登校することはできません。フェリー及び公共交通機関の運行時間に留意して、自主登校してください。

- (2) 自主登校時又は自主登校中に発熱及び体調不良を確認した場合には、原則として、保護者に学校まで迎えを依頼し、帰宅してもらいますので、**自主登校する際には、必ず保護者の同意を得てください。**

## 【6】自主登校の事前登録方法

- (1) 自主登校を希望する学生は、自主登校を希望する前日12時までに、Microsoft Teams『[033]広島商船\_全学生\_2020』チームから申請してください。申請後、申請内容を精査し、申請したアカウントのチャンネルに登校許可証を即日発行します。ただし、①添付書類の不備等がある場合、②若潮寮ではなく下宿先等において、現在生活している学生のうち生活状況の確認ができていない学生に対しては、直ちに発行できない場合があります。

<自主登校の登録に必要な事項>

- ① 健康観察問診票の写し
- ② 1週間分の正確な行動歴、
- ③ 現在の居住地と保護者との同居の有無
- ④ 保護者の同意

- (2) 自主登校を行った学生が帰宅する際に、バーチャル下校をお願いします。